

令和元年9月7日@かしま交流センター

ADR 和解事例講演会①

相馬ひまわり基金法律事務所
弁護士 平岡 路子

1 原発ADRとは？

“原子力損害賠償紛争解決センター”による和解仲介手続

原発事故に関する損害賠償請求に関し、東京電力でも被害者でもない
中立・公平な第三者が、被害者・東電の言い分を聞きながら紛争の解
決を目指す

★ 原発ADRのメリット

- ① 東京電力が支払わないと言った損害も、賠償される可能性がある
- ② 裁判にするよりも、早期の解決ができる
- ③ （弁護士に依頼する場合）弁護士費用相当額として、賠償額の3%
が東京電力から支払われる

2 精神的損害（慰謝料）の和解例について

(1) 慰謝料の増額事例

■ ADRでは、月10万円の慰謝料の増額が認められた事例がある。
日常生活阻害慰謝料の増額事由（総括基準）

- ・ 要介護状態にあること
- ・ 身体または精神の障害があること
- ・ 重度または中程度の持病があること
- ・ 上記の者の介護を恒常的に行ったこと
- ・ 懐妊中であること
- ・ 乳幼児の世話を恒常的に行ったこと
- ・ 家族の別離、二重生活等が生じたこと
- ・ 避難所の移動回数が多かったこと
- ・ 避難生活に適応が困難な客観的な事情であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあつたこと

※ 「避難生活に適応が困難な客観的な事情であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあつたこと」の具体例

- 車いすで生活していた人がバリアフリー環境を失つたこと
- 避難先の高校になじめなかったこと
- 母子家庭で、親戚などから得られていた周囲のサポート環境や就労環境が悪化したこと
- 手術直後の状態での避難を余儀なくされたこと
- 避難中に負傷したり肺炎にかかったこと、要支援から要介護に状態が悪化したことなど

など…

（2）慰謝料の延長事例

東電による賠償打ち切り後も、ADRで賠償が認められた事例がある。

- 結婚・単身赴任の終了等によって東電が「避難終了」と判断した場合でも、その後の賠償が認められた例がある。

【原町区などの旧緊急時避難準備区域（20km～30km圏）について】

平成24年9月以降も避難を継続している場合であって、「避難を継続せざるを得ないような特段の事由」がある場合に、平成24年9月以降の精神的損害等の賠償が認められている。

★「避難を継続せざるを得ないような特段の事由」の例

- ・ 身体または精神の障害があり、避難先での医療措置・福祉的措置を継続する必要がある
- ・ 持病があり、避難先での医療措置を継続する必要がある
- ・ 原発事故前に通っていた病院が閉院となり、帰還しても症状に合った治療を受けられる施設がない
- ・ 原発事故前から同じ勤務先で働いていたが、原町区に帰還すると通勤が困難である
- ・ 原発事故前からの勤務先が事業所を移転し、元事務所の事業再開が困難である
- ・ 避難先で受注した仕事を処理するまで帰還できない
- ・ 子どもが避難先の学校に通学しなければならない事情がある
- ・ 障害のある児童の受入が可能な保育園が存在しない
- ・ 生活のため、母が仕事を続けるには、子どもたちの面倒を避難した祖母に見てもらわざるを得ない

など

（3）「その他の慰謝料」

- ① ペットが死亡したこと
- ② 馬1頭の処分を余儀なくされたこと／馬を手放したこと
- ③ 人工妊娠中絶をしたこと
- ④ 避難先において死亡したこと（避難関連死）→9月2日講演会にて
- ⑤ 介護施設・障害者施設等におけるサービスが受けられないこと
- ⑥ 避難先の医療体制の不備により、精神的・肉体的苦痛を被り、不自由な生活を強いられたこと
- ⑦ 津波にさらわれた親族の捜索の継続ができなかったこと
- ⑧ 特定避難勧奨地点が存在する地域に滞在していたこと
- ⑨ 原発事故後の過酷な勤務状況で生じた負担に対する慰謝料

など

3 避難費用等の和解例について

- 生活費の増加部分についても、賠償が認められることがある。
 - ★ 生活費増加費用として認められた例
 - ・ 水の購入費用
 - ・ 食費増加分
例：自宅では、自分の田畑で採っていた米・野菜を食べていたが、避難して米・野菜を購入しなければいけなくなった
 - ・ 通信費
例：自宅では固定電話を使っていたが、避難先では携帯電話だけ家族バラバラになって、携帯電話料金が事故前より増えた
 - ・ 光熱費増加分
例：自宅では井戸水だったのに、避難先で水道料金を負担することに家族バラバラになって、それぞれ光熱費がかかるようになった
 - ・ 駐車場利用分

など

- 領収証がなくても、賠償が認められることがある。

- ★ 小高区集団申立て基準（参考）

- ・ 食費増加分
専業・兼業農家、自家用生産者である生産農家と認められる場合

	米・野菜	米のみ	野菜のみ
同居家族 4 人以下	年 12 万円	年 4 万円	年 8 万円
同居家族 5 人以上	年 18 万円	年 6 万円	年 12 万円

- ・ 水道料金
自宅水道を利用していなかった人につき、一人あたり月 1500 円
- ・ 光熱費増加分（家族別離の場合）
世帯が分離したごとに、月 5000 円
- ・ 教育関係費用
高校の転校・・・10 万円 小・中学校の転校・・・5 万円 など

【原町区などの旧緊急時避難準備区域について】

「避難を継続せざるを得ないような特段の事由」がある場合に、平成 24 年 9 月以降の避難費用等が賠償される。（慰謝料と同様）

【南相馬市内の 30km 圏外地域（鹿島区）について】

平成 23 年 10 月以降の避難費用等の賠償例あり。

（具体例）

- ・ 鹿島区から避難した結果家族別離が生じ、平成 26 年 8 月ころに帰還した家族について、平成 24 年 5 月までの家族間移動交通費、帰宅交通費などを賠償した事例【和解事例 1412】

- 帰還後の生活でも、原発事故によって増加した生活費について賠償が認められることがある。

（具体例）

- ・ 原発事故の影響で、事故前から利用していた施設の利用料金が値上がりしたり、新たな費用負担が発生した場合
- ・ 原発事故の影響で、いわき市方向への通勤等に迂回が必要になったために生じたガソリン代、高速料金、タイヤ交換等の費用
- ・ 原発事故の影響で、勤務先が移転して単身赴任を余儀なくされ、所有している農地が管理できなくなった場合に、農地管理のために新たに購入した機械代（一部）

4 除染費用の和解例について

- 自主的に行った除染費用についても、「必要かつ合理的な範囲」と認められれば、別途賠償される。

★ 考慮されるポイント

- ・ 除染の実施時期
- ・ 市の除染の実施状況・・・市からの除染状況報告書などを参考に
- ・ 除染前後や除染作業中の放射線量・・・自分で測った記録でも参考になる
- ・ その家に居住している家族構成（子どもの年齢など）
- ・ その所在地・・・特定避難勧奨地点のある行政区かなど
- ・ 除染費用の領収証の有無・・・領収証はあった方がよい。

以 上